

第19回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月26日(月)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 大会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛 4番 平田 壽和
5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦 7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 報告第51号 非農地証明の結果報告について

第 6 議 第 80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第 81号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 8 議 第 82号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(使用貸借権の設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 田口実加子
主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第19回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番市川博幸委員、議席9番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第50号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第50号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年8月26日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下議案書を読み上げる)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第51号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第51号非農地証明の結果報告について、申請件数は5件です。

3ページをお開きください。願人、●●、大字大塚字他屋町十2554-1、田 85 m²。非農地となった時期及び事由については、昭和30年頃から現況の状態である。昭和60年頃に土地交換して取得したが、取得前から現況の状態であったということです。願人の所有する宅地と一体的な利用をし、家庭菜園としています。今後も田としての利用計画はありません。令和6年8月19日に高橋委員、遠藤委員、事務局で、申請のとおり相違ないことを確認しております。

4ページをお開きください。願人●●、大字東大塚字本橋1944-1、田 1,001 m²、計田2筆 1,048 m²です。非農地となった時期及び事由については、昭和60年8月頃から現況宅地です。当時当該地に住宅建築計画した際に、住宅造成部分が1944-1及び1944-4の土地にかかっていたという事です。本来ですと当時転用の申請が出ていたのかなというところですが、昭和60年の資料は探せずにおりました。住宅であることは間違いありませんので、今回非農地証明という事で地目を変更するものです。令和6年8月19日に高橋委員、遠藤委員、事務局で調査いたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております。

5ページをお開きください。願人●●、大字西大塚字堂ノ前六2016-8、田 2,104 m²、非農地となった時期及び事由については、平成12年頃から現況原野という事です。この土地に隣接する公

立置賜総合病院が開院する頃から農地としての利用がなく、今後も農地として利用する予定がないため地目を変更するという事です。令和6年8月19日に高橋委員、遠藤委員、事務局で調査いたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております。

6ページをお開きください。願人●●、大字西大塚字堂ノ前六2018-2、畑 545 m²、非農地となった時期及び事由については、先ほどの願人の土地と隣接する土地ですので、同様になります。令和6年8月19日に高橋委員、遠藤委員、事務局で調査いたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております。

最後の5件目ですが、願人●●、大字堂ノ前五2005-1、田 1,233 m²です。こちらも前の2件と同様の理由で地目を変更するものです。現況原野です。令和6年8月19日に高橋委員、遠藤委員、事務局で調査いたしまして、申請のとおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第80号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、番号1番は議席6番勝見和彦委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(意義なしの声あり)

それでは、議席6番勝見和彦委員は当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに、番号1番の件について審議を行うので、議席6番勝見和彦委員は室外に退席願います。

(勝見和彦委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

8ページをご覧ください。議第80号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので、委員会の可否を求める。令和6年8月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、勝見和彦、大字下小松字沖2546、田 1,466 m²、計田6筆 15,596 m²、貸し直し、借り直しです。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、8月に推進委員江口委員が現地調査をしました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断します。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

勝見委員の復席を求めます。

(勝見委員が復席)

次に、番号1番を除く件について、審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

同じく資料8ページをご覧ください。

2番●●、●●、大字高山字鹿小屋4515、田 9,803 m²、計田2筆 23,811 m²、貸し直し、借り直しです。3番●●、●●、大字洲島字沼ノ台一5680、田 1,064 m²、計田3筆 9,108 m²、貸し直し、借り直しです。以上今回の申請について、譲受人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号2番の件について、議席7番竹田総一委員より報告願ひます。

委員 竹田 総一

番号2番について、8月14日に推進委員佐藤委員が現地調査いたしました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断します。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、本職より報告します。

委員 新野 勝廣

番号3番について、8月24日に推進委員小沼委員が現地調査しております。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃沼ノ台●●円、それ以外の●●円は妥当と判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第81号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページ目をお開きください。議第81号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和6年8月26日提出、川西町農業委員会会長名。

1番、●●、●●、土地は大字西大塚字横道1343-15、田 330 m²です。農地区分が第3種農地で使用目的は一般住宅を建設するための転用となります。別にお配りしております補足資料で補足させていただきます。補足資料の1、2ページが申請書の内容となります。3ページが今回の申請地で、赤く着色しています。転用に係る土地利用計画図は5ページになります。一般住宅の建設ですが、総事業費は●●円でございます。資金調達は全額融資の計画です。融資証明書によって確認しております。汚水と排水は公共下水道、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和6年8月15日に遠藤委員と私と事務局で現地調査してきました。申請の地は西大塚地内にある第3種農地の田であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約30cmの盛土を行いますが、周辺に農地はなく、法面もありませんので申請の内容に問題はないと判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について許可相当の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議第82号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。議第82号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和6年8月26日提出、川西町農業委員会会長名。

1番申請人貸人●●、借人●●、土地は大字吉田字畑田二3801-2の一部、畑 187 m²、農地区分は第1種農地で一般住宅建設を目的とした転用となります。先程と同様に補足資料で補足させていただきます。補足資料の7、8ページふぁ申請書の内容です。9ページが申請地で赤く着色しています。土地利用計画図は13ページになります。今回は農地の一部を使うという事で分筆が入ったりして見にくいですが、補足資料の12ページの青く着色した部分を分筆して転用をかけます。赤く着色されたものは地目農地以外の土地で、併用地として進入路の一部にする計画でございます。総事業費が●●円、全額融資で資金調達する計画です。融資証明書により確認しております。污水配水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して担当委員による現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和6年8月15日に遠藤委員と私、事務局で現地調査してきました。申請の地は吉田地内にある第1種農地の畑であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約50cmの盛土を行いますが、植生による法面保護を行い周辺農地への影響もなく、申請の内容に問題はないと判断いたしました。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、賛成の委員のかた挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本案件については許可相当の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

これをもちまして、第19回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年8月26日

川西町農業委員会議長	会長	新野勝廣
議事録署名委員	8番	市川博幸
議事録署名委員	9番	高橋孝博

